

## 労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

令和 6年 8月 5日作成

令和5年度 労働者派遣事業報告書(年度報告)を基に情報を公開します。

	情報提供すべき事項	確認事項
①	派遣労働者の数	2人
②	派遣先の数	2箇所
③	$\text{マージン率} = \frac{\text{(労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額)}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額}} \times 100$	55.7%
④	労働者派遣に関する料金額の平均額	¥92,500-
⑤	派遣労働者の賃金額の平均額	¥40,950-
⑥	その他参考となると認められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の社員旅行援助</li> <li>・会社主催の食事会等</li> </ul>
⑦	キャリア形成支援に関する事項	
	訓練種別	対象となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など
	社内教育	雇入時
	資格取得研修 外部講習・研修	部署・キャリアに則した研修
		訓練方法 OJT・OFF-JT
		訓練費用負担額 無償・有償
		賃金支給 有給・無給
⑧	社会保険/福利厚生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種社会保険(労災保険、雇用保険、厚生年金、健康保険、退職金)</li> <li>・年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度</li> <li>・定期健康診断受診</li> <li>・資格取得支援</li> </ul>
⑨	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	・労使協定を締結している
⑩	労使協定の対象となる派遣労働者	・工事部
⑪	労使協定の有効期間の終期	・令和7年3月31日

注1) 「教育訓練に関する事項」とは、派遣元事業主で実施している教育訓練の内容・実施期間・費用負担の有無等をいう。

注2) 「その他参考となると認められる事項」とは、派遣元事業主の判断に委ねられるが、例えば、福利厚生に関する事項が考えられる。